

令和3年度

交通安全事業計画

一般財団法人 北海道交通安全協会

# 目 次

	頁
まえがき .....	1
第1 交通安全思想の普及、向上及び交通安全活動の推進 .....	2
第2 優良な運転者の養成及び訓練 .....	5
第3 交通安全対策に関する調査研究 .....	6
第4 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進 .....	6
第5 委託事業の適正な実施 .....	7
第6 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰 .....	7
第7 運転免許証関係申請（届出）者のための事業 .....	7
第8 地区交通安全協会等への支援 .....	8
資料 令和3年交通安全運動の実施計画	

## 令和3年度交通安全事業計画

昨年における当協会の活動は、北海道、北海道警察、北海道交通安全協会等で構成する「交通安全対策七者連絡会議」をはじめ、関係機関・団体、各方面交通安全協会及び各地区交通安全協会等が一体となって交通事故の減少に向け、北海道が策定した推進方針や各地域における交通安全活動計画などに基づき、交通安全運動の重点を軸とした通年運動、4期40日の期別運動及び交通安全の日等の運動などを展開した。

特に、高齢者の交通事故防止対策として「光って安全！無事故3万人キャンペーン2020」や光って安全・安心「反射マスク」の頒布・販売等を通じて夜光反射材の普及促進を図るとともに、自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」の実践を促す啓発指導、更にはラジオによる交通安全スポット放送、テレビ放映による「どさんこ前向き宣言」及び札幌駅前通地下歩行空間「壁面広告」の広報媒体を活用した交通安全広報啓発など、新型コロナ禍において、道民に対する交通安全思想の向上に向けた交通安全活動を戦略的かつ積極的に実施した結果、交通事故により亡くなられた方は、前年より8人少ない144人と、北海道の交通事故統計の記録が残っている昭和22年以降では、平成30年の141人に次いで少ない死者数となったほか、発生件数や負傷者数も減少するなど、道民の悲願である「交通事故のない安全で安心な北海道」の実現に向け大きな成果を挙げた。

しかしながら、歩行中の死者38人中、高齢者が24人で全体の63.2%を占め、また第1当事者の死者144人中、高齢運転者が46人と、全体の31.9%を占めるなど、依然として高齢者に係る重大交通事故が多数を占める状況であった。

こうした現状を踏まえ、令和3年の重点目標を、昨年に引き続いて

「交通死亡事故の抑止」

と定め、この重点目標達成のため、年間スローガンを

「ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～」

と掲げ

- 子供と高齢者の安全確保
- 飲酒運転の根絶
- スピードダウン
- シートベルトの全席着用
- 居眠り運転の防止
- 自転車の安全利用
- 安全意識の向上

の7項目を活動重点とし、令和3年度は、これを軸に当協会の設立目的達成のため

- 交通安全思想の普及、向上及び交通安全活動の推進
- 優良な運転者の養成及び訓練
- 交通安全対策に関する調査研究
- 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進
- 委託事業の適正な実施

- 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰
- 運転免許証関係申請（届出）者のための事業
- 地区交通安全協会等への支援

の8項目の事業を効果的に推進する。

特に本年度は、「高齢者交通事故防止2大対策」と題して

- 高齢歩行者対策：光って安全！高齢歩行者無事故チャレンジ
- 高齢運転者対策：高齢ドライバー無事故チャレンジ

を設定するほか、テレビやラジオ放送を効果的に活用した広報啓発活動を推進していくこととしている。

## 第1 交通安全思想の普及、向上及び交通安全活動の推進

### 1 関係機関・団体等と連携した交通安全運動の展開

交通安全対策七者連絡会議（北海道、北海道警察、北海道教育委員会、札幌市、（公社）北海道交通安全推進委員会、（一財）北海道交通安全協会、（一社）北海道安全運転管理者協会）をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携し、世代や職種等に応じた運動内容の充実に努め、思いやりあふれる安全で安心な交通社会を形成するため「人優先」の交通安全思想に基づいた、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開する。

### 2 地域に根ざした交通安全活動の推進

#### (1) 交通安全運動に関する広報啓発活動

4期40日の期別運動、交通安全の日等の運動（飲酒運転根絶の日、交通事故死ゼロを目指す日、道民交通安全の日、自転車安全日、その他の交通安全の日）及び及び特別対策において、関係機関・団体等と連携した街頭啓発やラジオ放送及び当協会ホームページのほか、本年度は、新たにテレビ放映を活用して各種交通安全活動等を紹介するなどの広報啓発活動を推進する。

昨年度は、札幌駅前通地下歩行空間「壁面広告」を活用して効果を上げたところであるが、本年度は、聴覚効果の高いラジオ放送を継続しつつ、新たに視聴覚効果に十分期待可能なテレビ放送（年間：毎週木曜日の道内ニュース昼間帯、スポット：4期40日の交通安全運動）を活用し、広く道民に呼びかける広報啓発活動を展開する。

#### (2) 交通安全計画への参画、支援

市町村の交通情勢に即した交通事故の抑止目標や交通安全計画の策定に積極的に参画し、地域住民の交通安全意識の向上と交通安全運動の活性化を支援する。

#### (3) 企業等が実施する交通安全活動への支援

ア 企業や事業所等が実施する「シートベルトの全席着用街頭啓発」、「一斉パトライト作戦」などの安全活動が効果的に展開されるよう交通安全のぼり旗等の啓発資器材を支援する。

イ 当協会の賛助会員である企業・団体等からの「交通安全講話」の要請に対し、積極的に支援する。

- (4) 「チャレンジ・セーフティラリー北海道」の実施（7月～10月）  
関係機関・団体等と連携して、地域・職域等のチームのほか、高齢者、個人、グループなど、広範な参加者を積極的に募って「チャレンジ・セーフティラリー北海道2021」を実施し、夏場の交通事故防止を図る。

### 3 高齢者の交通事故防止等年齢層に応じた対策の推進

#### (1) 高齢者の交通事故防止対策

##### ア 高齢者交通事故防止2大対策

- 光って安全！高齢歩行者無事故チャレンジの実施（9月～12月）

反射材の普及及び活用の促進を図るため、北海道警察と共同実施の「光って安全！高齢歩行者無事故チャレンジ2021」を実施してオリジナル反射材の普及を図るとともに、無事故達成者の中から抽選で200名を賞揚する。

- 高齢ドライバー無事故チャレンジの実施（7月～10月）

高齢運転者が第1当事者となる割合が高いことから、本年度新たに安全運転を目指す「高齢ドライバー無事故チャレンジ2021」を実施し、無事故達成者の中から抽選で100名を賞揚する。

##### イ 地域交通安全活動推進委員等に対する支援

地域交通安全活動推進委員等による高齢者宅の訪問指導や自転車の正しい乗り方指導などの活動を積極的に支援するほか、その活動状況を機関誌等に掲載し広報啓発する。

##### ウ 体験・実践型教育の推進

高齢者の道路横断時等における危険感覚を確認させるための歩行者教育システム、自転車シミュレーター、身体的機能の衰えを認識してもらうための「クイックアーム」などを活用した体験・実践型教育を推進する。

#### (2) 子供の事故防止対策

##### ア 交通安全教育活動等への支援

北海道警察、関係機関・団体、学校関係者等と連携し、園児・小学生を対象にした自転車青空教室やダミー人形による交通事故疑似体験会の開催、通学路周辺における警報器付横断指導旗の提供による街頭指導活動への支援を推進する。

##### イ 参加・体験型交通安全活動の推進

道路利用時の危険性等が疑似体験できる歩行者教育システムや自転車シミュレーターなど、体験型の各種交通安全教育資器材を活用した安全活動を推進する。

### 4 飲酒運転根絶活動の推進

#### (1) 飲酒運転根絶キャンペーンの推進

関係機関・団体等と連携のもと、ハンドルキーパー運動の推進のほか、飲酒運転根絶のぼり旗の活用や啓発チラシ等の配布などによるキャンペーンを強力に推進する。

#### (2) 飲酒運転に対する危険性・悪質性の周知徹底

飲酒運転体験ゴーグルによる類似体験や、飲酒運転で家族を失った交通事故

被害者遺族の体験を綴った手記集「癒やされぬ輪禍パートⅢ」の普及等を通じ、飲酒運転の危険性と悪質性を広く周知する。

## 5 スピードダウン啓発活動の推進

啓発用DVDの放映、スピードに起因する重大事故のポスター展示及び各種資料の配布などを推進する。

## 6 シートベルト全席着用の促進

昨年の自動車乗車中の死者67人中、シートベルト非着用者は37人（55.2%）で、このうち23人（62.2%）がシートベルトを着用していれば助かった可能性が高いことから、広報媒体の有効活用、啓発チラシの作製・配布など、関係機関・団体等と連携した各種活動により、シートベルト全席着用の徹底を図る。

## 7 居眠り運転防止活動の推進

関係機関・団体等と連携し、長距離運転における休憩の呼びかけをするほか、当協会北海道活動推進センター発行の「セーフティドライブマップ北海道」に

○ 居眠り運転が原因と思われる交通死亡事故地点及びアンケート調査結果による居眠り運転事故を起こしそうになった（起こした）地点

○ 道の駅、コンビニエンスストアの休憩場所  
等を表記して周知するなど、居眠り運転防止活動を推進する。

## 8 自転車利用者に対する各種活動の推進

### (1) 自転車安全利用の周知・徹底

自転車安全利用五則等の活用により、自転車は「車両」であることの周知及び自転車の交通ルールとマナー向上を図るほか、自転車シミュレーター等を活用した交通安全教室を推進する。

### (2) 自転車安全教育指導員研修会の開催（6月）

自転車安全教育を行う各地域の指導者を育成する研修会を札幌と各方面において隔年で開催しており、昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止としたが、本年度は、旭川で開催する予定である。

### (3) 交通安全子供自転車大会の実施（7月）

交通安全教育の一環として、子供のうちから、自転車競技を通じて自転車の安全走行に関する知識と技能を身につけさせる参加・体験・実践型の交通安全子供自転車大会を実施する。

### (4) 自転車損害賠償保険等への加入促進

自転車事故は、子供から高齢者まで幅広い層で発生しており、また高額な賠償も発生していることから、全日本交通安全協会が提供する「サイクル安心保険」や傷害補償に対応した自転車安全整備制度（TSマーク制度）の加入を促進する。

## 9 安全意識向上の推進

### (1) 反射材着用の促進

関係機関・団体と連携し、あらゆる機会を通じて夜間等における歩行者の交通事故防止対策に有効な反射材の着用促進に向けた広報啓発活動を推進するほか、身に着けてもらえる反射材の開発を推進する。

### (2) デイ・ライト運動の推進

昼間の交通事故防止を目的に昼間の点灯を呼びかけるデイ・ライト運動を関係機関・団体と連携して広報啓発活動を推進する。

## 第2 優良な運転者の養成及び訓練

### 1 自動車学園における運転者教育の推進

#### (1) 安全・安心な交通社会を実現するための運転者の養成

##### ア 総合的、体系的な初心運転者教習の実施

新規運転免許取得教習生に対しては、「しっかり止まって・はっきり確認」を教習のモットーに掲げ、総合的かつ体系的な初心運転者教習を行う。

##### イ 地域における交通安全教育センターとしての役割の推進

所轄警察署、自治体、関係機関・団体、地区交通安全協会等と連携の上、地域における交通安全教育センターとして、自動車学園開放等の公益的事業を積極的に展開し、実践的な教育・訓練を実施する。

##### ウ 冬道安全運転講習会の実施

降雪の無い時期に教習を受けた卒業生及び企業・一般の受講希望者を対象に、厳冬期の1月下旬、一部を凍結させた教習コースなどを造り、冬道安全走行の実技指導を行う。

##### エ 既得運転免許所持者に対する講習

公安委員会の「既得運転免許取得者認定教育機関」及び「取消処分者指定講習機関」として、対象者に対し、実践的な交通安全教育（講習）を行い、真に交通事故防止に寄与できる運転者教育を実施する。

#### (2) 若年運転者教育の推進

##### ア 若年者特別講座等の充実

25歳未満の若年教習生を対象とした「若年者特別講座」の充実を図り、若年運転者が犯しやすい危険行動やスピードの危険性等を理解させる教育を推進する。

##### イ 卒業生に対する継続指導

過去1年以内の卒業生に対し、Eメール、電話などによる交通事故防止の呼びかけ、自動車学園を開放しての安全運転講習会への招致、二輪免許取得者と指導員によるツーリングなどによる積極的な継続指導を行う。

#### (3) 高齢運転者教育の推進

高齢者講習専用の「交通安全教育センター」において、効率的に一人でも多くの高齢者を受け入れるとともに、親切丁寧な講習による高齢運転者の交通事故防止を推進する。

## 2 運転者支援局における効果的な運転者教育の推進

### (1) 法定講習の充実

違反者講習、停止処分者講習、更新時講習等の法定講習は、所定のカリキュラムに基づくほか、本道で発生した身近な事故事例を活用するなど、事故実態を踏まえた講習を推進する。

### (2) 高齢者講習の充実

札幌運転免許試験場における高齢者講習は、公安委員会との連携により、免許更新者の受講待ち期間の短縮を図るなど、迅速かつ効率的に推進する。

## 3 安全運転技能講習等の実施

### (1) 二輪車安全運転講習会の実施（4月～9月）

毎月1回、札幌運転免許試験場において、リターンライダー等の二輪愛好者を対象に、北海道二輪車安全運転推進委員会の資格認定を受けた特別指導員による二輪車安全運転講習会を実施する。

### (2) 二輪車安全運転北海道大会の実施（6月）

二輪運転者の安全意識の高揚と技能の向上を目的に札幌運転免許試験場において「第53回二輪車安全運転北海道大会」を実施する。

### (3) 四輪車安全運転技能講習会の支援

全日本交通安全協会、日本自動車連盟（J A F）及び日本自動車工業会との三者共催で実施の「セーフティトレーニング」及び「シニアドライバースクール」を後援団体として支援する。

## 第3 交通安全対策に関する調査研究

### 1 北海道警察との連携による交通情報の活用

北海道警察との連携により道内の交通事故発生状況等の交通情報を活用し、交通ミニ統計等の冊子を作成して、各地区交通安全協会及び関係機関・団体等に配布するなど、交通事故防止に活用する。

### 2 交通事故防止に資する調査研究

関係機関・団体と連携のもと、重大交通事故の発生実態等を調査研究し、今後の交通事故防止に資する啓発用DVD等を作製する。

## 第4 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進

当協会北海道交通安全活動推進センターは、道路交通法第108条の31により北海道公安委員会から指定されているため、同法に規定されている広報、啓発等の事業を適正に実施する。

### 1 交通事故防止関連書籍、資料の作成事業

交通事故被害者遺族等の手記集及び交通規制と道路情報等を網羅した道路地図等の出版、交通安全に関する資料・チラシ等を作成配布する事業を行う。



## 2 交通規制等の広報代行业業

道路を使用する競技・イベント主催者等の依頼により、道路使用許可・交通規制チラシを作成するとともに、ダイレクトメール方式等により広報代行业務を行う。

## 3 道路使用許可の調査事業

北海道警察の委託を受け、札幌市内及び旭川市内の道路使用許可に関する道路交通状況の実態調査業務を行う。

## 4 交通事故相談事業

迅速、的確な相談業務を推進するため、相談員を研修会に参加させるなど、常にその資質と知識の向上に努め、交通事故の加害者、被害者、遺族等の相談に積極的に対応する。

## 第5 委託事業の適正な実施

下記の委託事業については、関係法令、業務処理要領等に基づき適正かつ効率的に処理する。

- ① 自動車保管場所調査業務（一般競争入札）
- ② 自動車保管場所データ入力業務（一般競争入札）
- ③ 更新時講習等業務（一般競争入札）
- ④ 運転免許更新情報及び高齢者講習情報提供業務（一般競争入札）
- ⑤ 原付講習業務（一般競争入札）
- ⑥ 地域交通安全活動推進委員講習等業務（一般競争入札）
- ⑦ 道路使用許可調査業務（随意契約）

## 第6 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰

### 1 全日本交通安全協会会長等表彰

北海道警察及び方面・地区交通安全協会と連絡を密にし、全日本交通安全協会会長と警察庁長官が授与する交通栄誉章（緑十字金章・銀章・銅章）、優良団体等について真に功労のあった者などを適正に選考し推薦する。

### 2 北海道警察本部長・北海道交通安全協会会長連名表彰及び会長表彰

交通安全功労者、優良運転者を北海道警察本部長と北海道交通安全協会会長の連名で表彰するほか、各方面及び札幌方面地区交通安全協会からの推薦により、交通安全功労者、優良運転者、優良交通安全協会、優良学校及び優良団体等を表彰する。

なお、交通安全運動に対する特別な支援、寄附、顕著な貢献者（団体）に対しては感謝状を贈呈する。

## 第7 運転免許証関係申請（届出）者のための事業

### 1 運転免許申請写真の撮影

免許証の再交付、特別新規申請（有効期限切れ）、国外免許申請者の利便を図るため、札幌運転免許試験場等において、迅速な写真撮影事業を行う。

### 2 運転免許証の郵送

各種運転免許証申請者からの依頼に基づき、運転免許証を安全確実に送達する業務を適正に行う。

## 第8 地区交通安全協会等への支援

### 1 地区交通安全協会等の交通安全活動への支援

#### (1) 交通安全活動に対する支援

地区交通安全協会等が行う交通安全活動に対し、交通安全資料や交通安全情報の提供、啓発資器材の支援及び斡旋並びに交通安全活動への助成等を行う。

#### (2) 地区交通安全協会への入会促進活動の強化

地区交通安全協会への入会促進を図るため「交通安全協会協力店割引制度」の更なる拡大を促進するほか、テレビCM、機関誌、ホームページ、各種イベントなど、あらゆる機会を捉えて積極的に入会促進活動を展開する。

#### (3) 運転免許試験場のサービスコーナーにおける入会促進広報

サービスコーナー窓口に入会案内のチラシ等を備え付けるほか、入会促進に向けた声掛けを行うなど、来場者に好感の持たれる入会勧誘を行う。

#### (4) 入会者に対する会員意識の醸成

個別番号付の会員証や運転に役立つセーフティドライブマップ等を提供するほか無事故・無違反に対する各種表彰の広報、会員からの交通に関する照会・電話相談に応じるなど、入会者の会員意識の醸成に努める。

### 2 交通事故等に係る被害者への支援

#### (1) 交通事故被害者の会への支援

被害者相互支援及び交通事故被害者等として体験した交通事故の悲惨さを広く世論に訴え、新たな被害者を生み出さない社会を構築し、交通事故防止に寄与することを目的として設立している「北海道交通事故被害者の会」の活動の支援を行う。

#### (2) 交通に関する困りごと相談、交通事故相談業務などの適正な推進

交通に関する困りごと、悩みごと及び交通事故に係る相談業務等を的確に行う。

# 令和3年交通安全運動の実施計画

- ◎ 運動の目的 道民の交通安全意識を高め、交通事故を防止する。
- ◎ 年間スローガン ストップ・ザ・交通事故 ～ めがせ 安全で安心な北海道 ～

交通安全運動の重点	子供と高齢者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩者の優先意識と保護意識醸成を図る広報啓発種を推進する。</li> <li>○ 街頭における交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教室等を推進する。</li> <li>○ 登下校時安全確保のための関係機関・団体による歩者の安全確保・誘導種を推進する。</li> <li>○ あらゆる機会に高齢者が行動特性を理解した交通安全意識の高揚を図る広報啓発種を推進する。</li> <li>○ 高齢者の個人の身体機能を自覚した安全な交通行動となる交通安全教育や高齢者宅への訪問種等による交通安全指導を推進する。</li> <li>○ 運転免許の自主返納者への支援に関する情報の提供や安全運転サポート車の普及促進のための広報啓発種を推進する。</li> </ul>			
	飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 悪質な罪である飲酒運転の根絶に向け、「飲酒運転をしない・させない・許さない」という規範意識醸成を図る広報啓発種を推進する。</li> <li>○ 飲酒運転体験の交通安全講習や就業前における飲酒状態の点検等の普及種を推進する。</li> <li>○ 「飲酒運転根絶ごまかす」や「ハンドルキープ運動」「飲酒運転ごまかす」を歌うなど、飲食店や酒販店・店等と連携した広報啓発種を推進する。</li> <li>○ 飲酒運転に関する情報提供の促進を図り、飲酒運転を見逃さない「社会の目」の一層の強化を推進する。</li> </ul>			
	スピードダウン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 速度の出し過ぎによる危険を周知する広報啓発種を推進する。</li> <li>○ 思いやり・ゆとり合いの心を持った運転意識醸成に向け広報啓発種を推進する。</li> <li>○ ドライビングミュレータ等を活用した安全速度の確保に向け交通安全教室を推進する。</li> </ul>			
	シートベルトの全席着用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後座席を含めた全席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しく使用の効果についての広報啓発種、着用率向上に向けた取組を推進する。</li> <li>○ 各種機器を活用したシートベルト非着用での危険を認識し、着用率向上に向け交通安全教室を推進する。</li> </ul>			
	居眠り運転の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長距離運転における休憩の呼びかけなど、国民の運転能力向上に向け広報啓発種を推進する。</li> <li>○ 交通安全講習、研修等において国民の運転能力向上に向け交通安全教室を推進する。</li> <li>○ 道の駅・コンビニエンスストア等の駐車場や休憩所を提供する「国民の運転能力向上」を観点として連携した広報啓発種を推進する。</li> </ul>			
	自転車の安全利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車は「車両」であるということの認識を図るための広報啓発種を推進する。</li> <li>○ 自転車・ミュレータや自転車安全利用取組の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向け交通安全教育や広報啓発種を推進する。</li> <li>○ 乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等の加入に向け広報啓発種を推進する。</li> </ul>			
	安全意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夕暮時・夜間の交通状況の危険を周知し、反射材用品等の着用促進を図る広報啓発種を推進する。</li> <li>○ 昼間の点を呼びかけるデイ・ライト運転夜間におけるハイビームの活用に向け広報啓発種を推進する。</li> <li>○ 「ぬいぐるみ」や「あやとり」の危険を周知する広報啓発種を推進する。</li> </ul>			
期別運動	運動名	春の全国交通安全運動	夏の交通安全運動	秋の全国交通安全運動	冬の交通安全運動
	実施期間	4/6(火)～4/15(木)	7/13(火)～7/22(木)	9/21(火)～9/30(木)	11/13(土)～11/22(月)
	セーフティコール	4/6(火)	7/13(火)	9/21(火)	11/12(金)
	期別運動の方針	新入学(新学期)を迎える子供や活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための種等を推進する。	観光・夏型レジャー等での歩行者・バイクによる事故防止及び飲酒運転根絶を図るための種等を推進する。	夕暮時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための種等を推進する。	凍結路面でのスリップ事故防止等を図るための種等を推進する。
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 春・秋の運動においては、全国交通安全運動推進要綱の重点点と併し、必要に応じて北海道独自の項目を定める。</li> <li>○ 夏・冬の運動においては、北海道の地域特性、交通事故の発生状況・特徴等を踏まえる。</li> </ul>				
交通安全の日等運動	飲酒運転根絶の日	7月3日(火)	道民の飲酒運転根絶の気運を高めるため、広報啓発活動を実施する。		
	交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(土) 9月30日(木)	交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事・期別運動のセーフティコールと併し、広報啓発種を実施する。		
	道民交通安全の日	毎月15日	道民の交通安全意識の高揚を図るため、期別運動のセーフティコールと併し、広報啓発種を実施する。		
	自転車安全日	毎月第1及び第3金曜日	自転車の安全利用と事故防止を図るため、自転車利用者を対象に街頭指導、啓発種等を実施する。		
その他の交通安全の日	無事故の日(6/25) バイクの日(8/19)	地域独自の交通安全の日等、地域・職域の実情に応じた広報啓発種を実施する。			
特別対策	交通事故多発警報や飲酒運転根絶緊急対策の発令時や地域住民等、緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施する。				